

平成27年11月30日

高圧ガス販売事業者 殿

茨城県生活環境部防災・危機管理局  
消防安全課産業保安室

### 高圧ガスの保安に係る法令遵守の徹底について（注意喚起）

日頃から、高圧ガスに係る保安の確保について御尽力賜り感謝申し上げます。

さて、本県において本年10月に、高圧ガス充てん容器を積載していた車両が盗難に遭う事故が2件発生しました。

高圧ガス充てん容器を車両に積載して高圧ガスを貯蔵することは高圧ガス保安法に違反する行為であり、その行為が事故の一因となったことから、大変憂慮しています。

については、事故の未然防止を図るため、購入者に対し、高圧ガス容器の適正な管理と取扱いについて、下記事項を重点的に周知されますようお願いいたします。

### 記

車両に積載した容器により高圧ガスを貯蔵しないこと（一般則第18条及び液石則第19条）。

#### 〈事故の概要①〉

- ・日時 平成27年10月8日（木）8時30分頃（覚知）
- ・場所 土浦市（事業所内）
- ・内容 10月7日（水）20時30分頃、従業員が翌日使用する窒素の混合ガスの容器3本を車両に積載し、施錠して帰宅。翌8日（木）8時30分頃、出社した従業員が当該車両がなくなっていることに気付き、盗難が発覚した。

#### 〈事故の概要②〉

- ・日時 平成27年10月27日（火）8時00分頃（覚知）
- ・場所 かすみがうら市（事業所内）
- ・内容 10月27日（火）5時00分頃、従業員が業務に使用する酸素ガスの容器2本を車両（トラック）に積載し駐車場所から離れた。3時間後の8時00分頃、従業員が当該車両がなくなっていることに気付き、盗難が発覚した。